

○独立行政法人労働政策研究・研修機構職員給与規程

(平成15年10月 1日施行)	(平成15年12月 1日改正)
(平成16年 4月 1日改正)	(平成17年 4月 1日改正)
(平成17年 9月 9日改正)	(平成17年12月 1日改正)
(平成18年 6月 1日改正)	(平成18年12月 1日改正)
(平成19年 1月 1日改正)	(平成19年12月 1日改正)
(平成20年 4月 1日改正)	(平成21年 4月 1日改正)
(平成21年 7月25日改正)	(平成21年10月 1日改正)
(平成21年12月 1日改正)	(平成22年 4月 1日改正)
(平成22年 6月23日改正)	(平成22年 9月15日改正)
(平成22年12月 1日改正)	(平成24年 5月 1日改正)
(平成24年 6月 1日改正)	(平成24年 6月21日改正)
(平成26年12月 1日改正)	(平成27年 4月 1日改正)
(平成28年 3月 1日改正)	(平成28年 4月 1日改正)
(平成28年12月 1日改正)	(平成29年 4月 1日改正)
(平成30年 2月 1日改正)	(平成30年 4月 1日改正)
(平成30年 6月 1日改正)	(平成30年12月 1日改正)
(平成31年 4月 1日改正)	(令和元年12月 1日改正)
(令和 2年 4月 1日改正)	(令和 4年 6月24日改正)
(令和 4年12月 1日改正)	(令和 5年 4月 1日改正)
(令和 5年12月 1日改正)	(令和 7年 2月 1日改正)
(令和 7年 6月 1日改正)	(令和 7年 8月 1日改正)
(令和 8年 3月 1日改正)	(令和 8年 4月 1日改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人労働政策研究・研修機構職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第2条第1項に定める職員（任期付研究員及び再雇用職員を除く。以下、単に「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は次のとおりとする。

(1) 基本給

(イ) 本俸

(ロ) 扶養手当

(2) 諸手当

(イ) 特別都市手当

(ロ) 住居手当

(ハ) 通勤手当

(ニ) 職務手当

(ホ) 時間外勤務手当

(ヘ) 休日手当

(ト) 宿日直手当

(チ) 管理職員特別勤務手当

(リ) 期末手当

(ヌ) 勤勉手当

(ル) 特例一時金

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、法令若しくは労使協定に基づき、その職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で、直接職員に支給する。ただし、過半数代表者との書面協定及び書面による個々の職員の申し出又は同意により、その指定する金融機関の口座に振り込むことにより給与を支払うものとする。

(給与の支給日)

第4条 職員の給与(期末手当、勤勉手当及び特例一時金を除く。)の支給日は、毎月16日とする。

ただし、16日が休日に当たるときは、その前日(その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)に支給するものとする。

2 前項の支給日においては、当月分の本俸、扶養手当、特別都市手当、住居手当、職務手当及び通勤手当並びに前月分の時間外勤務手当、休日手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当を支給する。

(給与の非常時払)

第5条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀その他これに準ずる非常の場合の費用にあてるため給与の支払いを請求したときは、前条の規定にかかわらず、その日までの給与を支給する。

(端数の取扱)

第6条 この規程の定めるところによる給与計算において、50銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、50銭以上1円未満の端数のあるときは、その端数金額は1円として計算する。

第2章 給与

第1節 基本給

(本俸)

第7条 職員の本俸の月額を、別表第1に定める俸給表のとおりとする。

第8条 職員の受ける本俸は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づきかつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境、その他の勤務条件を考慮して、その職員の属する職位の等級ごとに定める本俸の幅の中における号俸により決定する。ただし、特に困難かつ責任ある職務にある者の本俸は、理事長が決定することができる。

(昇格等)

第9条 新たに職員となった者等の職位の等級及び号俸の決定並びに職員が昇格（職員の職位の等級を同一の俸給表上の上位である職位の等級に変更することをいう。）した場合における号俸の決定は、別に定めるところによる。

(昇給)

第10条 職員が昇給の期日前1年間を良好な成績で勤務したときは、別に定める基準により昇給させることができる。

2 職員は本俸の月額がその属する職位における本俸の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職位にある間は昇給しない。

3 昇給の期日は、毎年1月1日とする。

(本俸の日割計算)

第11条 新たに職員となった者には、その日から本俸を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで本俸を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで本俸を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により本俸を支給する場合であつて、月の中途から支給する場合、又は月の中途まで支給する場合には、その本俸の額はその月における当該職員の在職日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数に本俸の日額を乗じて得た額とする。

前項の本俸の日額は、本俸の月額をその月の勤務を要しない日以外の日数で除して得た金額とする。

(新たに採用された職員の俸給月額)

第11条の2 新たに採用された職員（理事長が別に定める職員に限る。）の俸給月額は、採用された日の属する月から当該採用された日以後最初に到来する第27条の2第1項に規定する基準日の属する月の前月までの間、別表第1に定める額にかかわらず、理事長が別に定める額とする。

（扶養手当）

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、別表第5に掲げる職にある職員（以下「特定管理職員」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族父母等については1人につき6,500円（事務職俸給表1等級及び研究職俸給表1等級の適用を受ける職員であって特定管理職員ではない者（以下「1等級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第13条 新たに職員となった者に扶養親族（特定管理職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、特定管理職員から特定管理職以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（特定管理職員に扶養親族たる父母等の要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶

養親族たる要件を欠くに至った場合及び特定管理職員に扶養親族たる父母等の要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

第14条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（特定管理職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その者が職員となった日、特定管理職員から特定管理職以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがないときはその職員が特定管理職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（特定管理職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同条の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同条第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、又は死亡した日、特定管理職員以外の職員から特定管理職員となった職員に扶養親族たる父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が特定管理職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（特定管理職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同条の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（特定管理職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で、第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある特定管理職員が特定管理職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる父母等で前条の規定による届出に係るものがある1等級職員が1等級職員及び特定管理職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる父母等で前条の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同条の規定

- による届出に係るものがある職員で特定管理職員以外の者が特定管理職員となった場合
- (6) 扶養親族たる父母等で前条の規定による届出に係るものがある職員で1等級職員及び特定管理職員以外の者が1等級職員となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第2節 諸手当

(特別都市手当)

第15条 特別都市手当は、すべての職員に支給する。

- 2 特別都市手当の月額、本俸、扶養手当、職務手当の月額合計額に100分の11.0を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第16条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員

- 2 住居手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

- (1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から16,000円を控除した額

- (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第17条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員に支給する。ただし、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満の場合は支給しない。

- 2 通勤手当の額は、最も経済的かつ合理的と認められる通常経路及び方法による別定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が150,000円を超えるときは、支給単位期間につき、150,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が

150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

3 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員にあっては、次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額とする。

- (1) 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- (2) 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- (3) 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円
- (4) 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円
- (5) 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円
- (6) 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円
- (7) 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円
- (8) 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円
- (9) 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円
- (10) 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円
- (11) 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円
- (12) 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円
- (13) 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 38,700円
- (14) 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42,200円
- (15) 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45,700円
- (16) 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49,200円
- (17) 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52,700円
- (18) 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56,200円
- (19) 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59,600円
- (20) 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63,000円
- (21) 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66,400円

4 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員にあっては、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2項に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び前項に定める額の合計額が150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第2項に掲げ

る額又は前項に掲げる額とする。

- 5 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（職務手当）

第18条 職務手当は、別表第2に掲げる職にある職員に対して支給する。

- 2 前項の規定による額は、別表第2に掲げる職員の属する職位の等級における最高の号俸の俸給月額 \times 100分の25を超えてはならない。
- 3 第1項の規定による額が、独立行政法人労働政策研究・研修機構役員報酬規程（平成15年10月1日）第4条に規定する役員の本俸の月額のうち最低の本俸の月額及びこれに対する特別調整手当の月額の合計額に 106×100 を乗じて得た額から職員が受ける本俸と扶養手当の月額の差を引いて得た額以上の額となる場合には、当該職員に支給する職務手当の月額は、前項の規定にかかわらずその差し引いた額に満たない額で別に定める額とする。

（時間外勤務手当）

第19条 職員就業規則第8条及び第8条の2の適用を受ける職員が同規則第13条の規定により、同規則第12条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）でない日に同規則第8条に規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた場合には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 2 職員就業規則第8条及び第8条の2の適用を受ける職員が同規則第13条の規定により、所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えてした勤務（職員就業規則第12条第2項に規定する法定休日を除く。）の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後

10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175) を乗じて得た額を時間外過勤務手当として支給する。

- 3 職員就業規則第8条の3の適用を受ける職員が同条第5項に規定する所定労働時間を超えて勤務することを命ぜられ、勤務した場合には、所定労働時間を超えて勤務した全時間に対して、1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 職員就業規則第8条の3の適用を受ける職員が同条第5項に規定する所定労働時間を超えて勤務することを命ぜられ、所定労働時間を超えてした勤務（職員就業規則第12条第2項に規定する法定休日を除く。）の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 職員就業規則第8条の3の適用を受ける職員が午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられ、勤務した場合には、前2項に従って支給される手当に加え、勤務した全時間に対し、1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。この場合において、当該勤務が所定労働時間内の場合、通常の給与に加え、本項所定の手当を支給する。

(休日手当)

第20条 職員が職員就業規則第13条の規定により、休日において勤務することを命ぜられた場合には、その休日において勤務した全時間に対して、1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の160）を乗じて得た額を休日手当として支給する。

- 2 職員が職員就業規則第12条第3項の規定により休日に勤務を命ぜられた場合には、前項の規定は適用しない。

第21条 第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本俸月額、職務手当の月額及びこれらに対する特別都市手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に50を乗じたもので除して得た額とする。

第22条 第18条の規定に基づき職務手当の支給を受ける職員（主任研究員、課長補佐、主任研究員補佐及び准教授を除く）については、第19条及び第20条の規定は適用しない。

(宿日直手当)

第23条 職員が宿直勤務又は日直勤務を命ぜられ、その勤務をした場合には、宿日直手当を支給する。

- 2 前項の手当の額は、宿直勤務又は日直勤務1回につき4,200円とする。ただし、勤務時間が5時

間未満の場合は、その勤務1回につき2,100円とする。

3 第1項の勤務については、第19条及び第20条の勤務には含まれない。

(管理職員特別勤務手当)

第24条 第18条の規定に基づき職務手当の支給を受ける職員で第22条の規定の適用を受けるものが、臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により職員就業規則第12条に掲げる休日に勤務した場合には、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

4 前2項に規定する別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。

(期末手当)

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日（この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員並びにこれらの基準日前1月以内に退職し（引き続き国家公務員、地方公務員、他の公庫、独立行政法人、事業団等の特殊法人の職員（以下「国家公務員等」という。）となった者を除く。）、又は死亡した職員に対して、それぞれの基準日の属する月の理事長が定める日（この条及び次条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の期末手当に関する規定の適用を受ける職員の例に準じて別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間（国家公務員等であった者で引き続き機構の職員となった者については、それらの職員であった期間を通算することができる。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、理事長が別に定める職員にあつては、理事長が別に定める額とする。

(1) 6月 100分の100

(2) 5月以上6月未満 100分の 80

(3) 3月以上5月未満 100分の 60

(4) 3月未満 100分の 30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき基本給の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額とする。

4 事務職俸給表又は研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の等級がそれぞれの俸給表の4等級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、本俸の

月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の等級等を考慮して別表第3に定める加算割合を乗じて得た額（別表4に掲げる職員にあっては、その額に俸給月額に職員の区分に応じて同表に掲げる加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

- 5 第4条第1項ただし書きの規定は、第1項の期末手当の支給日について準用する。
- 6 第2項ただし書きの理事長が別に定める額が0円の場合には、その職員に対しては、第1項の規定にかかわらず、期末手当を支給しない。
- 7 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第63条の規定による懲戒免職により離職した職員
 - (2) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
 - (3) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- 2 支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、機構に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 3 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り

消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(勤勉手当)

第27条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）

にそれぞれ在職する職員並びにこれらの基準日前1月以内に退職し（引き続き国家公務員となった場合を除く。）、又は死亡した職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間（国家公務員等であった者で、引き続き機構の職員となった者については、それらの職員であった期間を通算することができる。）におけるその者の勤務の状況に応じて、それぞれの基準日の属する月の理事長が定める日（以下この条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額を加算した額に、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の勤勉手当に関する規定の適用を受ける職員の例に準じて別に定める割合を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき本俸の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額とする。

4 第25条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第27条第3項」と読み替えるものとする。

5 第4条第1項ただし書の規定は、第1項の勤勉手当の支給日について準用する。

6 前条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において前条

中「前条第1項」とあるのは「次条第1項」と、同条第1号中「基準日」とあるのは「基準日（次条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する支給日をいう。以下この条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特例一時金）

第27条の2 特例一時金は、6月1日及び12月1日（以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（理事長が別に定める職員に限る。）に対して、支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 特例一時金の額は、特例一時金基礎額に6を乗じて得た額とする。

3 前項の特例一時金基礎額は、27,500円とする。ただし、理事長が別に定める職員にあっては、理事長が別に定める額とする。

4 特例一時金を支給する日については、期末手当を支給する日の例による。

5 第3項ただし書きの理事長が別に定める額が0円である場合には、第1項の規定にかかわらず、特例一時金は支給しない。

6 前各項に定めるもののほか、特例一時金の支給に関し必要な事項は理事長が別に定める。

第27条の3 前条の規定にかかわらず、新たに採用された職員（理事長が別に定める職員に限る。）に対して、採用された日の属する月から当該採用された日以後最初に到来する基準日の属する月の前月までの各月につき、特例一時金を支給する。

2 前項の規定による特例一時金の額は、月額1,000円とする。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による特例一時金の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第3章 給与の特例

（休暇中の給与）

第28条 職員就業規則第27条、第28条、第29条の2、第29条の3及び第30条の規定による休暇の期間については給与の全額を支給する。

（欠勤者の給与）

第29条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合は、その欠勤の全期間について給与の全額を支給する。

2 前項以外の心身の故障により欠勤した場合は、その欠勤の期間が90日に達するまでは給与の全額を支給し、その欠勤の期間が90日を超えるときは、90日を超える期間については、本俸の100分の50を支給する。ただし、職員就業規則第21条第2項第2号から第3号に規定する場合にお

ける病気欠勤をした日及び同項において別に定める日としている日はこの限りでない。

- 3 職員が前項に規定する事由以外の事由により欠勤した場合には、その欠勤した時間については1時間につき第21条に規定する勤務時間当りの給与額を本俸から控除して支給する。

(休職者の給与)

第30条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50条）第7条に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、休職を命ぜられたときには、その休職の全期間について、給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり休職を命じられたときは、その休暇の期間については基本給の100分の80を支給する。ただし、職員就業規則第42条第1項ただし書の規定により延長されたときは、その期間については基本給の100分の60を支給する。

- 3 職員が前2項以外の心身の故障により、休職を命ぜられたときは、その休職の期間が1年に達するまでは基本給の100分の80、1年を超える期間については、100分の60を支給する。

- 4 職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職を命ぜられたときは、その休職の期間については、基本給の100分の60以内を支給することができる。

- 5 前各項に規定する事由以外の事由により休職を命ぜられたときは、基本給の全部又は一部を支給することができる。

(育児休業等に係る給与)

第31条 職員が、職員就業規則第31条第1項に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

- 3 第27条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

- 4 育児休業をした職員が職務に復帰したときは、国家公務員の例に準じて、当該育児休業をした期間の100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとして、本俸月額を調整することができる。

- 5 職員が、職員就業規則第31条第2項に規定する部分育児休業により勤務しない場合には、その勤務をしない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 6 前各項に規定するもののほか、育児休業等に係る給与について必要な事項は、別に定める。

(介護休業等に係る給与)

第32条 職員が、職員就業規則第32条第1項に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）をしている期間については、給与を支給しない。

2 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 第27条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 介護休業をした職員が職務に復帰したときは、当該介護休業をした期間の3分の3以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとして、本俸月額を調整することができる。

5 職員が、職員就業規則第32条第2項に規定する部分介護休業により勤務をしない場合は、その勤務をしない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

6 前各項に規定するもののほか、介護休業等に係る給与について必要な事項は、別に定める。

(停職者の給与)

第33条 職員が職員就業規則第63条の停職の処分を受けたときは、その停職の期間については、基本給の3分の1を支給するほか、他のいかなる給与も支給しない。

(任期付研究員及び再雇用職員に係る特例)

第34条 任期付研究員及び再雇用職員の給与に関する事項は、別に定めるところによる。

第4章 雑則

(実施に関して必要な事項)

第35条 この規程の実施に関して必要な事項は、別にこれを定める。

附則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年12月1日から施行する。ただし第16条第3項の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 改正前のこの規程第16条の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る特別都市手当の支給に関する改正後のこの規程第16条の規定の適用については、同条第3項中「異動（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域に引き続き6か月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が定める場合に限る。）」とあるのは「異動」と、「から2年を経過する」とあるのは、「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項第1号中「同日以降1年を経過する」とあるのは、「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」とする。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年9月9日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成18年6月1日から施行する。
- 2 平成18年6月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き機構職員給与規程第7条別表第1の適用を受ける職員で、その者の受ける本俸の月額が同日において受けていた本俸の月額に達しないこととなる職員（切替日以降に降任により本俸の月額が変更されたものを除く。）には、その差額に相当する額を合せて本俸の月額として支給する。

附則

- 1 この規程は、平成18年12月1日から施行する。ただし第16条第2項の規定は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合において、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 国、他団体等からの出向者については、平成18年6月1日施行の付属第2項の規定は適用しない。

附則

- 1 この規程は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 第12条第3項及び第15条第2項の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附則

- 1 この規程は、平成19年12月1日から施行する。ただし第7条、第12条第3項、第14条第2項及び第15条第2項の規定は、平成19年4月1日から適用する。

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合において、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年7月25日から施行する。

附則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 平成18年6月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き機構職員規程第7条別表第1の適用を受ける職員で、その者の受ける本俸の月額が同日において受けていた本俸の月額（独立行政法人労働政策研究・研修機構職員給与規程（平成21年12月1日）の施行の日において平成18年6月1日改正附則に規定する減額対象職員である者にあつては、当該俸給月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この規程による改正前の職員給与規程第18条の規定による職務手当（以下「旧職務手当」という。）の適用を受けていた職員であつて、施行日においてこの改正による改正後の規程第18条の規定による職務手当の額（以下「新職務手当の額」という。）が旧職務手当の額に達しないこととなる職員には、新職務手当の額のほか、新職務手当の額と旧職務手当の額との差額に相当する額（以下「手当差額相当額」という。）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を職務手当の額として支給する。
 - (1) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の75
 - (2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 100分の50
 - (3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 100分の25
- 3 施行日の前日において、旧職務手当の適用を受けていた職員であつて、新職務手当の額が

旧職務手当の額を上回る事となる職員には、旧職務手当の額のほか、手当差額相当額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額を職務手当の額として支給する。

- (1) 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 100 分の 25
- (2) 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで 100 分の 50
- (3) 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで 100 分の 75

附則

- 1 この規程は平成 22 年 6 月 23 日から施行する。
- 2 平成 22 年 6 月及び 12 月に支給する事務職俸給表 1 等級及び 2 等級の適用を受ける者の期末手当の額は、職員給与規程第 25 条第 4 項に規定する基礎額に対し、職員期末手当及び勤勉手当支給細則第 2 条に規定する支給割合のほか、事務職俸給表 1 等級適用者は 100 分の 90、事務職俸給表 2 等級適用者は 100 分の 95 を乗じて得た額とする。
- 3 平成 22 年 6 月及び 12 月に支給する事務職俸給表 1 等級及び 2 等級の適用を受ける者の勤勉手当の額は、職員給与規程第 27 条第 4 項に規定する基礎額に対し、職員期末手当及び勤勉手当支給細則第 3 条に規定する支給割合のほか、事務職俸給表 1 等級適用者は 100 分の 90、事務職俸給表 2 等級適用者は 100 分の 95 を乗じて得た額とする。

附則

この規程は、平成 22 年 9 月 15 日から施行する。ただし第 19 条第 2 項の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附則

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 6 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き機構職員規程第 7 条別表第 1 の適用を受ける職員で、その者の受ける本俸の月額が同日において受けていた本俸の月額（独立行政法人労働政策研究・研修機構職員給与規程（平成 22 年 12 月 1 日）の施行の日において平成 18 年 6 月 1 日改正附則に規定する減額対象職員である者にあつては、当該本俸月額に 100 分の 99.59 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、本俸月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 3 当分の間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月

1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の(1)から(5)までに掲げる給与の額から、それぞれに定める額に相当する額を減ずる。

(1) 本俸月額

当該特定職員の本俸月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本俸月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本俸月額に達しない場合（以下「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の本俸月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本俸月額を減じた額（以下「本俸月額減額基礎額」という。）

(2) 特別都市手当

当該特定職員の本俸月額に対する特別都市手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、本俸月額減額基礎額に対する特別都市手当の月額）

(3) 期末手当

それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及び本俸月額に対する特別都市手当の月額の合計額（第25条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、別表第3で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下「管理監督職員」という。）にあっては、その額に本俸月額に別表第4で定める割合を乗じて得た額）を加算した額）に当該特定職員に支給される同条第2項に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額減額基礎額及び特別都市手当の月額の合計額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、別表第3で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、本俸月額減額基礎額に別表第4で定める割合を乗じて得た額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当及び勤勉手当支給細則第2条に規定する割合を乗じて得た額）

(4) 勤勉手当

それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及び本俸月額に対する特別都市手当の月額の合計額（第27条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、別表第3で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に本俸月額に別表第4で定める割合を乗じて得た額）を加算した額）に当該特定職員に支給される同条第2項に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額

減額基礎額及び特別都市手当の月額合計額（同条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、別表第 3 で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に本俸月額減額基礎額（附則 5 において「勤勉手当減額基礎額という。」に別表第 4 で定める割合を乗じて得た額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当及び勤勉手当支給細則第 3 条に規定する割合を乗じて得た額）

(5) 第 25 条第 1 項及び第 30 条第 1 項から第 4 項までの規定により支給される給与

当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ① 第 25 条第 1 項 附則 3(3)に定める額
- ② 第 30 条第 1 項 附則 3(1)から(4)までに定める額
- ③ 第 30 条第 2 項 附則 3(1)に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額
- ④ 第 30 条第 3 項 附則 3(1)に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額。なお、休職の期間が 1 年を超える期間については、100 分の 60 を乗じて得た額
- ⑤ 第 30 条第 4 項 附則 3(1)に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与にかかる割合を乗じて得た額

俸給表	職務の級
事務職俸給表	2 等級
研究職俸給表	2 等級

4 附則 3 の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 19 条（時間外）及び第 20 条（休日手当）並びに第 31 条第 5 項（部分休業）に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 21 条の規定（勤務 1 時間当たりの給与額の算出）にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本俸月額並びにこれに対する特別都市手当の月額合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 50 を乗じたもので除して得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、本俸月額減額基礎額並びにこれに対する特別都市手当の月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 50 を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

5 附則 3 の規定が適用される間、第 27 条第 2 項に定める額（勤勉手当の総額）は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同条第 1 項に掲げる職員で附則第 3 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に 100 分の 0.975（特定管理職員にあっては 100 分の 1.275）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に 100 分の 65（特定管理職員にあっては、100 分の 85）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

6 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、職員給与規程（以下「規程」という。）第 25

条又は第 30 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項、第 31 条第 2 項及び第 32 条第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次の掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の等級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の等級及び号俸欄に掲げるものであるもの以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本俸、扶養手当、特別都市手当、住居手当、職務手当の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同年 4 月から同年 11 月までの月数（同年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	等級	号俸
事務職	3 等級	1 号俸から 20 号俸まで
	4 等級	1 号俸から 97 号俸まで
	5 等級	1 号俸から 77 号俸まで
	6 等級	1 号俸から 38 号俸まで
研究職	2 等級	1 号俸から 32 号俸まで
	3 等級	1 号俸から 36 号俸まで
	4 等級	1 号俸から 35 号俸まで
	5 等級	1 号俸から 89 号俸まで

- (2) 平成 22 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

- 7 平成 23 年 4 月 1 日において 43 歳に満たない職員のうち、平成 22 年 1 月 1 日において第 10 条第 1 項により昇給した職員（国家公務員であつた者で引き続き機構の職員となり、平成 22 年 1 月 1 日において一般職の職員の給与に関する法律第 8 条第 5 項の規定により昇給した者を含む。）の平成 23 年 4 月 1 日における号俸は、この規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

附則

この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 6 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き機構職員規程第 7 条別表第 1 の適用を受ける職員で、その者の受ける本俸の月額が同日において受けていた本俸の月額（独立行政法人労働政策研究・研修機構職員給与規程（平成 24 年 6 月 1 日）の施行の日において平成 18 年 6 月 1 日改正附則に規定する減額対象職員である者にあつては、当該本俸月額に 100 分の 99.1 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、平成 26 年 3 月 31 日までの間本俸月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

- 3 平成 22 年 4 月 1 日施行附則の一部を次のように改正する。

附則第 2 項第 3 号中「平成 25 年 3 月 31 日」を「平成 24 年 5 月 31 日」に、第 3 項第 3 号中「平成 25 年 3 月 31 日」を「平成 24 年 5 月 31 日」に改める。

- 4 規定の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、給与規程第 7 条に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する本俸月額の支給に当たっては、本俸月額から、本俸月額に、当該職員に適用される俸給表及び職務の級の区分に応じそれぞれ次の表の割合欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
事務職俸給表	1 等級	100 分の 9.77
	2 等級から 4 等級	100 分の 7.77
	5 等級及び 6 等級	100 分の 4.77
研究職俸給表	1 等級	100 分の 9.77
	2 等級から 4 等級	100 分の 7.77
	5 等級	100 分の 4.77

- 5 特例期間においては、給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 職務手当 当該職員の職務手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- 二 特別都市手当 当該職員の本俸月額に対する特別都市手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の職務手当に対する特別都市手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- 三 休職者の給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イ

からホまでに定める額

イ 職員給与規程第 30 条第 1 項 前項及び前各号に定める額

ロ 職員給与規程第 30 条第 2 項 前項に定める額に同条第 2 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ハ 職員給与規程第 30 条第 3 項 前項に定める額に同条第 3 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 職員給与規程第 30 条第 4 項 前項に定める額に同条第 4 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 職員給与規程第 30 条第 5 項 前項に定める額に同条第 5 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

6 特例期間においては、第 19 条、第 20 条、第 29 条第 3 項、第 31 条第 5 項、第 32 条第 5 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給与規程第 21 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本俸月額並びにこれに対する特別都市手当の月額合計額に 12 を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に 50 を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

7 特例期間においては、平成 22 年 12 月 1 日施行附則第 3 項の規定の適用を受ける職員に対する附則第 4 項、第 5 項第 2 号及び第 3 号、附則第 6 項の規定の適用については、附則第 4 項中「本俸月額に」とあるのは「本俸月額から平成 22 年 12 月 1 日施行附則第 3 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額に」と、附則第 5 項第 2 号中「本俸月額に対する特別都市手当の月額」とあるのは「本俸月額に対する特別都市手当の月額から平成 22 年 12 月 1 日施行附則第 3 項第 2 号に定める額に相当する額を減じた額」と、附則第 5 項第 3 号のイ中「前項及び前各号」とあるのは「附則第 7 項の規定により読み替えられた前項及び前号」と、ロからホ中「前項」とあるのは「附則第 7 項の規定により読み替えられた前項」と、附則第 6 項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成 22 年 12 月 1 日施行附則第 3 項第 1 号の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

8 前 4 項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附則

1 この規程は、平成 24 年 6 月 21 日から施行する。

2 規定の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては、給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - 二 勤勉手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
- 3 平成 24 年 6 月に職員に支給する期末手当の額は、給与規程第 25 条第 2 項から第 4 項まで及び第 30 条第 1 項の規程にかかわらず、これらの規程により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- 一 平成 23 年 4 月 1 日（同月 2 日から翌年 5 月 31 日までの間に職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げる職員以外の職員（以下のこの項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本俸、扶養手当、特別都市手当、住居手当、職務手当の月額（平成 22 年 12 月 1 日施行附則第 3 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に同月から翌年 5 月までの月数（同年 4 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額。

俸給表	職務の級	号俸
事務職俸給表	2 等級	1 号俸から 4 号俸まで
	3 等級	1 号俸から 30 号俸まで
	4 等級	1 号俸から 64 号俸まで
	5 等級	1 号俸から 77 号俸まで
	6 等級	2 号俸から 38 号俸まで
研究職俸給表	1 等級	1 号俸から 14 号俸まで
	2 等級	1 号俸から 32 号俸まで
	3 等級	1 号俸から 36 号俸まで
	4 等級	1 号俸から 35 号俸まで
	5 等級	1 号俸から 84 号俸まで

- 二 平成 23 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額並びに同年 12 月 1 日において減額改

定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

三 平成24年4月及び5月に支給した本俸、職務手当、特別都市手当から平成24年6月1日施行附則第4項及び第5項に規定する本俸、職務手当、特別都市手当の額を減じた額

附則

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。ただし第7条、第17条第3項第2号から第13号の規定は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合において、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正前の第18条（職務手当）別表第2に定める支給額（「以下「旧支給額」という。」の適用を受けていた職員の職務手当額は、旧支給額を適用する。
- 3 施行日の前日において、改正前の第25条（期末手当）第4項別表第4に定める支給率（以下「旧支給率」という。）の適用を受けていた職員の支給率は、旧支給率を適用する。

附則

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行する。ただし第7条の規定は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合において、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。ただし第7条の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合において、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、この規定による改正後の職員給与規程（以下「改正後規程」という。）第12条第1項ただし書及び第14条第2項第3号から第6号までの

規定は適用せず、改正後規程第12条第3項及び第13条から第14条までの規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職俸給表1等級及び研究職俸給表1等級の適用を受ける職員であって特定管理職員ではない者（以下「1等級職員」という。））にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、第13条第1項中「扶養親族（特定管理職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、特定管理職員から特定管理職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（特定管理職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び特定管理職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、第14条第1項中「扶養親族（特定管理職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、特定管理職員から特定管理職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがないときはその職員が特定管理職員以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同条の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前条の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、特定管理職員以外の職員から特定管理職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族

たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が特定管理職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第14条第2項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第13条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第13条の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（特定管理職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後規程第12条第1項ただし書及び第14条第2項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後規程第12条第3項及び第13条から第14条までの規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（事務職俸給表1等級及び研究職俸給表1等級の適用を受ける職員であつて特定管理職員ではない者（以下「1等級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第13条第1項中「扶養親族（特定管理職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、特定管理職員から特定管理職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（特定管理職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び特定管理職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第14条第1項中「扶養親族（特定管理職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、特定管理職員から特定管理職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがないときはその職員が特定管理職員以外の職員となった日」とあるのは「なつ

た日」と、「同条の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前条の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、特定管理職員以外の職員から特定管理職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が特定管理職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第2項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（特定管理職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後規程第12条第1項ただし書及び第14条第2項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後規程第12条第3項及び第13条から第14条までの規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「職員であつて特定管理職員ではない者（以下1等級職員）」とあるのは「職員（1等級以上職員）」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第13条第1項中「扶養親族（特定管理職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、特定管理職員から特定管理職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同条第1項第1号中「場合（特定管理職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び特定管理職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第14条第1項中「扶養親族（特定管理職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、特定管理職員から特定管理職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがないときはその職員が特定管理職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同条の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前条の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、特定管理職員以外の職員から特定管理職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が特定管理職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第2項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（特定管理職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「1等級職員が1等級職員及び特定管理職員」とあるのは「1等級以上職員が1等級以上職員」と、同項第6号中「1等級職員及び特定管理職員」と

あるのは「1等級以上職員」と、「が1等級職員」とあるのは「が1等級以上職員」とする。

- 5 この規程の施行の日前に採用された職員に係る改正後規程第11条の2及び27条の3の規定の適用については、当該職員は、当該施行の日に採用されたものとみなす。

附則

- 1 この規程は、平成30年2月1日から施行する。ただし第7条の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合において、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附則

- 1 この規程は平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成22年12月1日付附則第3項から第5項までの規定は廃止する。

附則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成30年12月1日から施行する。ただし第7条の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合において、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和元年12月1日から施行する。ただし第7条の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合において、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 平成29年4月1日施行附則の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成32年」を「令和2年」に改める。

附則

この規程は令和2年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和4年6月24日から施行する。
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第25条第2項の規定により算定される期末手当の額

(以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における以下に掲げる職員の区分毎に定める割合を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

特定幹部職員以外の職員 127.5分の15

特定幹部職員 107.5分の15

3 調整額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附則

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。ただし第7条の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。ただし第7条の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附則

- 1 この規程は、令和7年2月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附則

- 1 この規程は、令和7年6月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和7年8月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和8年3月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基

づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附則

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 俸給表

(1) 事務職俸給表

職位 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	職位 号俸
1	455,400	406,800	358,500	331,400	257,600		1
2	457,900	410,300	361,500	332,500	259,600	220,400	2
3	460,400	413,700	364,700	333,300	261,400	222,600	3
4	462,900	417,700	368,000	334,200	263,100	224,600	4
5	465,600	421,000	371,000	335,000	265,400	226,600	5
6	468,000	423,600	373,600	337,000	267,300	228,400	6
7	470,700	426,200	376,500	339,200	269,000	230,100	7
8	473,300	428,600	379,000	341,000	270,900	231,900	8
9	475,900	430,900	381,300	342,500	273,300	233,600	9
10	478,300	433,000	383,700	344,300	275,400	235,200	10
11	480,800	435,500	386,400	345,500	277,900	236,800	11
12	483,100	437,400	389,300	346,600	280,200	238,200	12
13	485,500	439,900	391,900	348,000	282,600	239,800	13
14	487,800	442,600	394,200	349,600	285,000	241,100	14
15	490,000	445,000	396,300	351,000	287,700	242,600	15
16	492,300	447,600	399,000	352,600	290,100	244,100	16
17	494,600	450,100	401,800	353,500	292,200	245,600	17
18	497,000	452,600	404,400	355,000	294,100	247,100	18
19	499,300	454,800	406,800	356,100	296,300	248,300	19
20	501,700	456,900	409,500	357,700	298,600	250,000	20
21	504,100	458,900	411,800	358,600	300,600	251,600	21
22	506,500	460,900	413,800	359,900	303,000	252,800	22

23	508,700	462,700	416,300	361,100	305,400	254,000	23
24	511,000	464,600	418,400	362,800	307,500	255,300	24
25	513,400	466,400	420,400	364,600	309,600	256,600	25
26	515,700	468,300	422,800	365,600	312,000	258,000	26
27	517,900	470,400	425,300	367,000	314,100	258,500	27
28	520,200	472,400	427,800	368,300	316,300	259,500	28
29	522,500	474,100	430,300	369,400	318,000	260,500	29
30	524,700	476,000	432,400	370,600	320,000	261,400	30
31	526,900	478,000	434,700	371,400	322,100	262,200	31
32	529,100	479,800	436,800	372,700	324,100	262,900	32
33	531,300	481,600	438,400	374,300	325,900	263,800	33
34	533,400	483,300	440,700	375,100	327,700	264,900	34
35	535,500	485,300	442,100	375,900	328,800	266,000	35
36	537,600	487,200	443,700	376,900	330,400	267,000	36
37	539,500	489,200	445,200	378,100	331,700	267,900	37
38	541,500	491,000	446,700	379,200	333,000	269,000	38
39	543,400	492,400	448,600	380,100	334,000		39
40	545,300	493,900	449,500	381,100	335,300		40
41	547,300	495,600	450,700	382,200	336,100		41
42	549,300	497,100	452,500	383,500	336,900		42
43	551,400	498,900	454,000	384,800	338,000		43
44	553,200	500,600	455,600	386,000	338,900		44
45	554,900	502,200	457,000	387,400	340,200		45
46	556,700	503,600	458,600	388,700	341,200		46
47	558,500	505,000	460,100	390,000	342,000		47
48	559,800	506,500	461,500	391,100	342,900		48
49	561,200	507,900	462,600	392,000	344,000		49
50	562,700	509,200	463,800	393,100	345,100		50
51	563,800	510,700	465,300	394,500	346,200		51
52	564,800	512,300	466,800	395,400	347,300		52
53	565,700	514,000	468,400	396,300	348,500		53

54	566,500	515,500	470,000	397,700	349,200		54
55	567,000	516,900	471,500	398,900	350,400		55
56	567,800	518,200	473,100	400,000	350,900		56
57	568,600	519,500	474,600	400,700	352,100		57
58	569,100	520,600	475,900	401,900	352,900		58
59	569,800	521,800	477,300	402,900	353,600		59
60	570,500	522,800	478,200	404,000	354,400		60
61	571,200	523,500	479,400	405,100	355,300		61
62	571,700	524,400	480,400	406,200	355,900		62
63	572,400	525,200	481,300	407,500	356,500		63
64	573,100	526,100	482,100	408,800	356,900		64
65	573,300	527,000	482,500	410,000	357,800		65
66	574,000	527,700	483,000	411,000	358,500		66
67	574,700	528,500	483,500	412,000	359,100		67
68	574,900	529,300	484,100	412,900	359,800		68
69	575,400	530,000	484,400	413,900	360,600		69
70		530,700	484,900	414,500	361,200		70
71		531,300	485,200	415,700	361,900		71
72		532,000	485,700	416,800	362,400		72
73		532,600	485,900	417,700	362,700		73
74		533,300	486,400	418,800	363,200		74
75		534,000	486,700	419,900	363,900		75
76		534,700	487,200	420,900	364,400		76
77		535,400	487,300	422,000	365,200		77
78		536,000	487,500	423,100			78
79		536,700	487,600	424,200			79
80		537,200	487,800	425,300			80
81		537,900	487,900	426,300			81
82		538,400	488,300	427,300			82
83		539,100	488,700	428,100			83
84		539,800	489,200	429,000			84

85		540,500	489,600	429,800			85
86		541,200	489,800	430,900			86
87			490,300	431,900			87
88			490,800	433,000			88
89			491,200	434,000			89
90			491,700	434,900			90
91			492,000	435,700			91
92			492,200	436,700			92
93			492,700	437,600			93
94				438,300			94
95				439,100			95
96				439,800			96
97				440,200			97

(2) 研究職俸給表

職位 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	職位 号俸
1	399,500	350,800	393,200	345,100	257,100	1
2	402,500	353,800	395,500	346,600	260,700	2
3	404,800	358,500	397,900	348,100	264,300	3
4	407,700	361,400	400,200	349,200	267,400	4
5	410,500	363,700	402,000	350,200	270,900	5
6	413,500	366,100	403,500	352,400	275,800	6
7	416,300	368,700	405,600	354,200	280,500	7
8	419,400	370,800	407,700	356,100	285,500	8
9	422,100	373,400	409,500	357,900	289,500	9
10	425,200	376,300	411,100	360,100	293,600	10
11	428,300	378,900	412,900	362,400	298,000	11
12	431,300	382,100	414,700	364,400	302,200	12
13	434,100	384,900	417,200	366,600	306,600	13
14	437,000	387,900	418,800	369,200	310,500	14
15	439,500	391,100	420,200	371,200	314,500	15
16	442,300	394,200	422,100	373,500	318,400	16
17	445,100	397,100	424,100	375,300	322,100	17
18	448,400	399,700	425,500	377,600	324,400	18
19	451,500	402,500	427,000	379,800	327,000	19
20	454,700	405,200	428,700	381,900	329,500	20
21	457,900	407,800	429,600	383,900	331,900	21
22	460,700	410,300	430,800	386,100	333,800	22
23	463,200	413,000	432,000	387,800	335,900	23
24	465,800	415,500	433,400	389,800	337,800	24
25	468,500	417,600	434,700	391,900	339,100	25
26	470,900	420,000	435,900	393,700	341,000	26
27	473,400	422,400	437,100	395,700	342,700	27
28	475,900	424,700	438,400	397,600	344,700	28

29	478,500	427,000	439,000	399,100	346,400	29
30	480,700	429,300	440,300	401,000	348,200	30
31	483,300	431,900	441,100	403,100	349,800	31
32	485,900	434,400	442,300	405,000	351,800	32
33	488,200	435,900	443,200	407,000	353,800	33
34	490,700	438,400	444,600	409,200	355,400	34
35	493,200	440,600	445,800	411,500	356,800	35
36	495,600	442,800	447,100		358,500	36
37	497,900	444,400	447,400		359,700	37
38	500,200	446,200	448,800		361,900	38
39	502,700	447,900	449,800		363,700	39
40	505,000	449,800	451,000		365,400	40
41	507,500	451,600	451,700		367,100	41
42	510,200	454,200	452,900		368,300	42
43	513,000	456,700	454,000		370,200	43
44	515,700	459,100	455,200		371,900	44
45	518,200	461,200	456,500		373,400	45
46	520,300	463,500	457,600		374,800	46
47	522,300	465,700	458,700		376,200	47
48	524,200	467,800	460,000		377,700	48
49	526,000	469,800	460,400		379,300	49
50	527,800	471,700	461,300		381,000	50
51	529,900	473,200	462,200		382,300	51
52	531,800	474,400	463,300		383,800	52
53	533,300	475,900	464,300		385,500	53
54	535,200	477,600	465,100		387,100	54
55	537,000	479,400	465,900		388,600	55
56	538,400	481,300	466,700		389,800	56
57	539,400	483,100	467,000		391,600	57
58	540,500	484,500	467,700		393,300	58
59	541,300	486,100	468,400		394,900	59

60	542,500	487,900	469,100		396,500	60
61	543,500	489,000	469,600		397,900	61
62	544,300	489,600	470,100		399,300	62
63	545,000	490,300	471,000		401,200	63
64	545,900	490,800	471,500		402,600	64
65	546,600	491,700	472,400		404,500	65
66	547,300	492,700	473,200		406,200	66
67	548,100	493,800	474,200		407,600	67
68	549,000	494,600	474,900		409,300	68
69	549,600	495,200	475,900		411,400	69
70	550,400	496,100	476,800		412,200	70
71	551,200	496,900	477,700		413,300	71
72	552,000	497,800	478,600		413,600	72
73	552,700	498,300	479,400		414,000	73
74	553,600	499,000	480,300		414,700	74
75	554,500	499,800	481,300		415,500	75
76	555,400	500,600	482,200		416,300	76
77	556,200	501,200	482,900		416,900	77
78	557,100	501,900	483,700		417,900	78
79	558,000	502,500	484,600		418,300	79
80	558,900	503,200	485,600		419,400	80
81	559,900	503,700	486,500		420,100	81
82	560,900	504,300			420,700	82
83	561,900	504,900			421,600	83
84	562,900	505,500			421,800	84
85	563,900	506,200			422,500	85
86	564,900	507,100			423,300	86
87	565,900	508,100			424,000	87
88	566,900	509,000			424,900	88
89	567,900	509,600			425,600	89
90	568,900	510,500				90

91	569,800	511,100				91
92	570,700	512,100				92
93	571,600	513,200				93
94	572,600	514,200				94
95	573,600	515,100				95
96	574,600	516,000				96
97	575,600	516,700				97
98	576,600					98
99	577,600					99
100	578,600					100
101	579,600					101
102	580,700					102
103	581,800					103
104	582,900					104
105	584,000					105
106	585,100					106
107	586,200					107
108	587,300					108
109	588,400					109

別表第2 職務手当支給額表

職員の区分	支給額
所長、副所長、主席統括研究員及び統括研究員	108,700円
校長、副校長、主席統括調査員、担当室長、部長、参事、次長、教授及び研修主幹	81,500円
副統括研究員	70,600円
主任研究員	47,400円
副室長、課長、主任調査員及び調査役	45,200円
准教授	37,200円
主任研究員補佐	32,400円
課長補佐、主任調査員補佐、室長補佐、准教授（別に定める者に限る）	21,600円

別表第3 期末手当及び勤勉手当の職位別加算割合表

俸給表	職員	加算割合
事務職 俸給表	職位の等級1等級の職員	100分の20
	職位の等級2等級の職員	100分の15
	職位の等級3等級の職員	100分の10
	職位の等級4等級の職員	100分の5
研究職 俸給表	職位の等級1等級の職員（別に定める職員を除く。）	100分の20
	職位の等級1等級（別に定める職員に限る）及び2等級の職員	100分の15
	職位の等級3等級の職員	100分の10
	職位の等級4等級の職員	100分の5

別表第4 期末手当及び勤勉手当の加算割合表

職員の区分	支給率
所長、副所長、主席統括研究員、主席統括調査員、校長、副校長、担当室長、部長、参事、統括研究員、教授及び研修主幹	100分の23
次長	100分の19
副統括研究員、副室長、課長、主任調査員及び調査役	100分の14
准教授（別に定める者を除く）、主任研究員	100分の12

別表第5 特定管理職員

職員の区分
所長、副所長、校長、副校長、主席統括研究員、主席統括調査員